

「北九州市サステナブル経営認証制度」運営等業務委託業務公募説明書
(公募説明書兼仕様書)

1 当該公募の趣旨

本業務は、令和6年に構築された「北九州市サステナブル経営認証制度」の運営を行うことを目的とする。北九州市は、国内外で高まる ESG 投資・インパクトファイナンスの潮流などを踏まえ、信頼性・透明性ととともに、本市の地域性も考慮した企業評価の方法に加え、SDGs 金融との具体的な連動を確保するための「北九州市サステナブル経営認証制度」（以下「認証制度」という。）を、令和6年7月に構築し、運営を進めてきた。この認証制度により、市内におけるインパクトファイナンスの導入を進め民間の投融資を呼び込むとともに、SXに取り組むリーディング企業の創出によって市内企業が成長し、自律的好循環の形成につなげることを目指している。

本業務は、当該業務を請け負う事業者（以下「委託事業者」という。）が持つ知見や経験等を活用することで、より効果的な制度の運営を行うことを目的としているため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外のもので、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名型プロポーザルを実施する予定である。

2 業務概要

(1) 業務名

「北九州市サステナブル経営認証制度」運営等業務委託

(2) 業務の仕様

ア 目的

少子高齢化や産業構造の変化といった課題に加えて、地球温暖化等のグローバルな課題が生じ、本市を取り巻く状況が厳しさを増す中で、このような課題に対応しながら本市の活性化を図るためには、市域の社会経済の基盤となる企業が、サステナブル経営に取り組み、また、これを発信しながら、市内企業がサプライチェーンや消費者等から「選ばれる企業」となることが必要不可欠である。

そこで、北九州市は、国内外で高まる ESG 投資・インパクトファイナンスの潮流などを踏まえ、信頼性・透明性ととともに、本市の地域性も考慮した企業評価の

方法に加え、SDGs 金融との具体的な連動を確保するための「北九州市サステナブル経営認証制度」（以下「認証制度」という。）を、令和6年7月に構築し、運営を進めてきた。

この認証制度により、市内におけるインパクトファイナンスの導入を進め民間の投融資を呼び込むとともに、SX に取り組むリーディング企業の創出によって市内企業が成長し、自律的好循環の形成につなげる。

イ 認証制度の内容について

北九州市のホームページに掲載のとおり

- ・ 制度の概要：<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/001153094.pdf>
- ・ 制度の流れ：<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/001096086.pdf>

ウ 業務内容

受託事業者は、認証制度の理解及び金融機関・市内企業のニーズや他都市の事例、内閣府等の関連施策の動向、国外の潮流等について情報収集を行い、最新の情報・知見を整理したうえで、書面の受付や審査会の開催等の事務局の運営を含めた以下の業務を行う。

(ア) 企業等の ESG 等への対応の確認・評価に関する支援

- a 経済、社会、環境、ガバナンスなどの要素を考慮した評価指標について、企業等が自らそれらへの対応を確認し、取組の強化の必要性や不足している現状等を認識するための助言等を行う。
- b 既存の評価指標については、定期的に最新の情報を取り入れ、最適な評価項目に更新する。なお、評価項目の更新は、市と協議を行った上で実施することとする。

(イ) サステナブル経営の実践及びインパクト創出に向けた検討と取組方針の決定に関する支援

- a 企業等がおこなう評価指標に基づく確認等について、その結果を踏まえ、今後の取組を検討し、これに対応する経営方針や事業方針等を決定するまでのプロセスにおいて、支援を行う。
- b 支援内容は、企業等が自ら経営・事業の分析や見直し等を行い、社会課題の解決（インパクトの創出）と収益増加の同時実現に向けた経営・事業方針を決定するため、専門的知見による助言やステークホルダーとの連携等、申請企業等に応じて必要な措置を講じる。
- c 企業等が申請を行うにあたって、様式の作成方法や考え方等、必要に応じて支援を行う。なお、制度の持続的運用の観点から、効率的な支援方法を検討すること。

- (ウ) サステナブル経営の実践によるインパクトの測定・管理及び報告
 - a 企業等から提出されたインパクトの測定・管理に関する申請について、その内容を確認し、必要に応じて企業等に助言等を行う。
 - b インパクトの測定・管理に関して、企業等から助言等を求められた場合は、必要に応じてステークホルダーと連携しながら支援を行う。
- (エ) 認証制度の普及啓発及び拡大に向けた支援
 - a 認証制度の対象となり得る市内企業を能動的に発掘し、制度の周知、活用 の提案及び申請勧奨を行うこと。募集に際しては、セミナー等を開催すること。
 - b 市が金融機関、商工会議所等の関係団体とともに、市内における自律的好循環（サステナブル経営の普及と投資・成長の循環）の形成に向けた検討や協議を行う際、専門的知見を有する立場からこれに同行し、助言や連絡調整等の必要な支援を行うこと。

エ 業務計画書等の作成

該者は直ちに令和9年3月31日までの業務計画書及び人員体制等を作成し、市に提出すること。

オ 成果品

(ア) 月に1回程度、業務の実施状況を任意の様式でまとめ、市に提出すること。なお、媒体は電子データとし、電子メール又はCD-R等により提出すること。

(イ) 契約期間満了後、直ちに最終報告書を任意の様式でまとめ、市に提出すること。なお、紙媒体1部、電子データ一式を提出することとし、電子データは、電子メール又はCD-R等により提出すること。

カ 業務履行にあたっての留意事項

- (ア) 受託事業者は、業務により知り得た情報について、守秘義務を負う。
- (イ) 成果品の権利はすべて市に帰属するものとし、市の承諾なく他に公表又は貸与、使用してはならない。また、報告書等の作成にあたって他の個人・団体等の資料を引用する場合、著作権者の了解を得なければならない。
- (ウ) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。本業務の一部を第三者に再委託する場合は、できる限り本市内事業者を活用することとし、市に書面により事前に申請し、承認を得なければならない。
- (エ) 市が提供する情報・資料等について、本市の許可なく第三者に流布してはならない。
- (オ) 受託事業者の業務履行等に必要となる場所について使用料等が生じる場合

は、受託事業者が負担する。なお、当該使用料は、市が負担する委託料に含むことができることとする。

(カ) 仕様書に定めのない事項、または業務履行中に疑義が生じた場合は、その都度、市と協議し、指示に従わなければならない。

キ 契約期間及び委託料の支払い等

(ア) 契約については、事業実績等の履行状況や事業予算状況を鑑み、単年度ごとの締結とする。

(イ) 現年度に契約した事業者が次年度の契約締結に至らなかった場合、当該受託事業者は、次年度の受託事業者に対して本業務（契約期間内に得た情報等を含む。）の引継ぎを速やかにかつ円滑に実施できるよう、必要な措置を講じる。

(ウ) 契約による成果品や業務履行内容が、市が求める水準を満たしていない場合や、履行遅延があった場合などにおいては、委託契約書に定めるとおり、減額請求や契約解除等の措置を行う。

(エ) 委託料の請求及び支払いは、年度末までの業務の履行状況を市が確認した後に行うこととする。ただし、市が認めた場合に限り、その他の方法によることができる。

(オ) 市は、運営事業者から委託料の請求があったときは、適法な支払請求書を受領した日から起算して30日以内に運営事業者に支払うものとする。

ク 履行期間 契約日から令和9年3月31日まで

3 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「A」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

ア 仕様書記載の業務がすべて履行できること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区城内1番1号

担当課名 政策局政策部サステナビリティ戦略課

電話番号 093-582-2156 FAX番号 093-582-2176

(2) 説明書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和8年6月11日から令和8年6月25日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
8時15分から17時15分まで

イ 受付担当課

(1) に同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年6月11日から令和8年6月25日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
8時15分から17時15分まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を
作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

エ 参加意思確認書記載上の留意事項等

(4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても
参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効と
する。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合
は、これに応じなければならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行う
こととなった当該業務委託の指名競争入札又は企画競争を中止する場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

ケ　クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市政策局サステナビリティ戦略課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。